

# 令和3年度 兵庫県・神戸市調整会議

日 時 令和3年12月10日（金）  
16時00分～17時30分  
場 所 神戸市役所1号館14階大会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 協 議

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
- (2) 魅力あふれるまち・地域づくり
- (3) スタートアップの創出
- (4) 基幹道路の整備促進
- (5) 持続可能な地域環境の構築に向けた取組
- (6) 神戸2022世界パラ陸上競技選手権大会
- (7) 水上オートバイによる危険行為等への対策

### 3. 閉 会

#### 〔配布資料〕

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 協議事項説明資料
- ・ 参考資料

令和3年度

兵庫県・神戸市調整会議出席者名簿

(兵庫県)

知		事	齋藤	元彦
副	知	事	荒木	一聡
副	知	事	片山	安孝
防	災	監	藤原	俊平
技		監	八尋	裕
新県政推進室長兼企画県民部長			小橋	浩一
政策創生部長			谷口	賢行
福祉部長			入江	武信
県参事(ワクチン接種・調整担当)			今後	元彦
感染症等対策室長			山下	輝夫
産業労働部長			竹村	英樹
農政環境部長			寺尾	俊弘
環境部長			遠藤	英二
県土整備部長			服部	洋平
まちづくり部長			佐藤	将年
公営企業管理者			水埜	浩
病院事業管理者			杉村	和朗
警察本部長			種部	滋康
神戸県民センター長			西躰	和美

(兵庫県議会)

議		長	藤本	百男
副	議	長	谷口	俊介

# 令和3年度

## 兵庫県・神戸市調整会議出席者名簿

### (神戸市)

市	長	久元	喜造
副	市長	今西	正男
副	市長	油井	洋明
副	市長	小原	一徳
市長	室長	大畑	公平
危機管理	監	山平	晃嗣
企画調整局	長	辻	英之
行財政局	長	岩崎	林太郎
文化スポーツ局	長	加藤	久雄
福祉局	長	森下	貴浩
健康局	長	花田	裕之
環境局	長	福本	富夫
経済観光局長兼企画調整局医療・新産業本部長		西尾	秀樹
建設局	長	三島	功裕
都市局	長	鈴木	勝士
港湾局	長	長谷川	憲孝

### (神戸市会)

議	長	坊	やすなが
副	議長	沖久	正留

**(協議事項1) 新型コロナウイルス感染症対策**

感染拡大第6波へ備えるため、新たな入院医療体制の構築やワクチン3回目接種を推進するとともに、感染情報の共有化システムを構築する。また、感染対策と日常生活の回復の両立を図るため、行動制限の緩和措置等を行うとともに、疲弊した経済の再生に向けた取組を推進する。

**I 第6波への備え**

**1 新たな入院医療体制の構築**

**(1) 体制構築にあたっての考え方**

- ・ワクチン接種が進む効果で感染者数が今夏のピークから5割減
- ・さらなる感染拡大に備えるため、感染力が今夏の2倍程度の変異株の発生を想定
- ・今夏の拡大時と同程度の患者数及び入院患者の2割増に対応可能な体制の構築

**(2) 新たな入院医療体制**

**①必要となる病床数・宿泊療養居室数**

第5波最大の新規陽性者数、療養者数、入院者数(含む入院調整)を前提に、

- ・今夏の2割増の入院患者に対応するとともに、
- ・自宅療養者等の今夏の2割減を目標として、

ア 病床については、1,400床程度

イ 宿泊療養施設については、2,400室程度 の体制構築を目指す

**②体制の確保**

11月末を目途に、全医療機関にさらなる病床確保を要請し、宿泊事業者と協議した結果、新たに病床60床、宿泊療養施設400室(2施設)を確保

区分	病床		宿泊療養施設	
	目標	確保	目標	確保
現計画	1,200床程度	1,357床	1,500室程度	2,011室(14施設)
新計画	1,400床程度	1,417床	2,400室程度	2,411室(16施設)

**(3) フェーズに応じた入院医療体制の変更**

第5波の感染実績や医療ひっ迫の状況により重点をおいた国の「新たなレベル分類の考え方」を参考とし、フェーズの切替にあたっては、従来の新規感染者数(1週間平均)の状況に加え、病床利用率も加味して判断する体制に変更

(当面は、フェーズ1により運用)

フェーズ		①	②	③感染拡大期1	④感染拡大期2	⑤感染拡大特別期	
フェーズ切替の契機	病床利用率	10%未満	10%以上	20%以上	50%以上	総合的に判断(80人以上)	
	新規感染者週平均 [週患者数/10万人対]	20人未満 [2.5人未満]	20人以上 [2.5人以上]	80人以上 [10人以上]	400人以上 [50人以上]		
体制	構築の考え方	20人の新規感染者に対応	80人の新規感染者に対応	400人の新規感染者に対応	800人の新規感染者に対応		
	病床	病床数	300床程度	600床程度	1,000床程度	1,200床程度	1,400床程度～
		うち重症	30床程度	60床程度	100床程度	120床程度	140床程度～
宿泊	室数	300室程度	1,000室程度	1,500室程度	2,000室程度	2,400室程度～	

※フェーズの切替は、病床利用率、新規感染者数のいずれかが次フェーズの区分に到達した時点で検討

## 2 ワクチン3回目接種に向けた連携推進

### (1) 現状・課題

新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、コロナワクチンの初回接種（1・2回目接種）については、国、県、市町と協力し、円滑かつ安全な接種に取り組み、12月6日現在、県内では75.92%、神戸市内は75.37%（全国76.67%）となっている。

令和3年12月から、初回接種完了から原則8ヶ月経過した18歳以上のものを対象にワクチンの追加接種（3回目）が開始されており、接種率の向上に向け幅広い接種機会の提供が求められている。

また、仕事や生活の安定・安心を支える日常生活を回復させるため、「ワクチン・検査パッケージ」など行動制限緩和の取組を支えるツールも準備しておく必要がある。

### (2) これまでの主な取組

#### (神戸市の取組)

神戸市では、3/5から医療従事者への優先接種を開始し、かかりつけの病院など個別接種医療機関（約800か所）、2か所の大規模接種会場と21か所の集団接種会場を設け、約210万回（1・2回目接種の合計）を超える接種を実施した。希望する方への接種は10月末でほぼ終了したが、ワクチンが市内隅々まで届くよう、11月から「ワクチンカー」を実施してきた。

#### (兵庫県の取組)

県においては、6/21から大規模接種会場を姫路地域と阪神地域の2カ所設置し、モデルナ社ワクチンを約9万回（2回目接種回数）実施してきた。

### (3) 今後の取組の方向性

ワクチンの追加接種を円滑に進めるため、ワクチン供給に係る県市間の連絡や情報共有に引き続き取り組む。

#### (神戸市の取組)

神戸市では、追加接種用の接種券を11月22日から発送し、12月から医療従事者への追加接種を開始しており、国の前倒しの方針を踏まえ、できるかぎり前倒しできるよう準備を進める。追加接種の対象者数の増加に合わせて接種会場（個別・集団・大規模）を順次拡充し、安全かつ迅速に接種が受けられる体制を構築する。

#### (兵庫県の取組)

県においても、市の接種を後押しするため、初回接種に引き続き、姫路地域と阪神地域にモデルナ社ワクチンのための大規模接種会場を設置し、希望者を幅広く受け入れ、追加接種を推進していく。

#### <設置場所>

姫路 姫路市文化センター（姫路市西延末326-1）

阪神 にしきた接種会場（西宮市深津町2-28）

#### <開始時期及び接種対象者>

1月中旬～ 初回接種が未接種者の者への接種開始（100～200回/日程度）

2月～ 2回目接種から8ヶ月経過したモデルナ社希望者への追加接種開始（200回/日程度）

3月中旬～ 追加接種枠の拡大（県大規模接種会場での2回目から8ヶ月経過 1,000回/日程度）

※ 各会場とも最大2,000回/日まで拡充可能。

#### <接種証明書の普及に向けた大規模接種会場での県民サービスの展開>

県が設置する大規模接種会場において、接種終了後の待機時間（概ね15分間）にデジタル版「ワクチン接種証明書」のスマホへのダウンロードを支援するとともに、ダウンロードができないマイナンバーカード未取得者に対し、接種会場においてマイナンバーカード取得申請も支援する。

### 3 全県で感染情報を共有化するシステムの構築

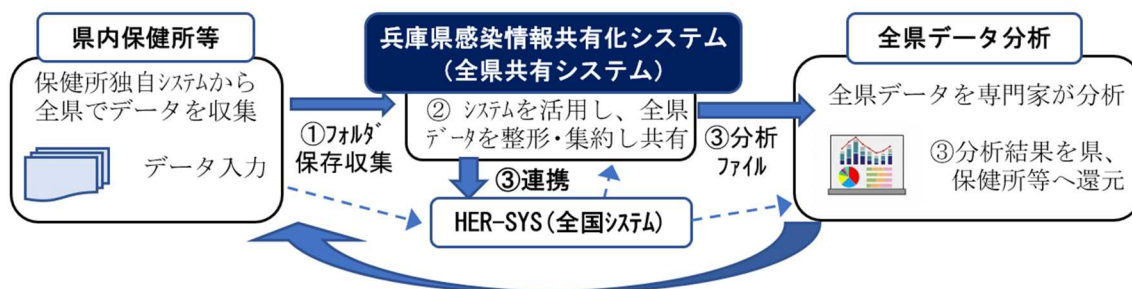
#### (1) 目的

次なる波に備え、これまで共有していた患者発生情報(性別、年代、発症日、居住地、感染経路等)に加え、全県の療養情報等(療養場所・期間、変異株、接種歴等)も含めた感染情報を用いた分析を推進するため、各保健所が保有する療養情報等の電子データを集約、整形し全県で感染情報を共有化する「兵庫県感染情報共有化システム」を構築する。

#### (2) 兵庫県感染情報共有化システムの概要

県、政令市・中核市の保健所が保有する感染情報を共有化するシステムを構築する。

- ①保健所が、保有する感染情報ファイルをシステム内に保存
- ②収集した全県分のデータを、自動的に整形・集約したファイルを作成
- ③集約したファイルで分析を行うとともに、HER-SYS(国システム)への一括入力を実施



#### (3) 今後の取組の方向性

年内には、政令市・中核市の保健所を含め保有情報の提供について、協力依頼し、県内の感染情報の共有化を図る。

その後、共有化した情報で、試行的に、次なる波に備えた感染対策の検討に必要な情報分析を実施するとともに、年度内に、システムを構築する。

システム構築後は、定期的に政令市・中核市の療養情報も含めた感染情報を分析し、県全体の感染状況の傾向把握や、今後の感染症対策の参考として活用する。

- (分析例) ワクチン接種歴による感染リスク・重症化リスク評価、  
地域毎での変異株感染情報を踏まえた感染リスク評価 等

## II 行動制限の緩和措置等

### (1) 現状・これまでの主な取組

- ・本年4月以降、2度の緊急事態措置及び3度のまん延防止等重点措置、県独自措置として、飲食店や多数利用施設への時短要請、イベント開催制限等により、感染拡大防止に取り組んできた。

期 間	措 置	期 間	措 置
令和3年 4月5日～4月24日	まん延防止等重点措置	8月2日～8月19日	まん延防止等重点措置
4月25日～6月20日	緊急事態措置	8月20日～9月30日	緊急事態措置
6月21日～7月11日	まん延防止等重点措置	10月1日～	県独自措置
7月12日～8月1日	県独自措置		

- ・県内の感染状況は落ち着いており、医療体制が安定している状況を踏まえ、令和3年11月26日から、行動制限の緩和措置を行っている。

#### ① 飲食店等

- 「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗

1テーブル当たりの人数制限なし、短時間(※2時間程度以内)での飲食の協力を依頼(年末年始は、同一テーブル4人以内を推奨)

- 非認証店舗

同一テーブル4人以内、短時間(※)での飲食の要請  
酒類提供の場合の「一定要件」の要請

#### ② イベント開催制限

- 「感染防止安全計画」策定(5,000人超かつ収容率50%超)：【人数上限】収容定員まで  
【収容率】100%(大声なし)

- 上記以外：【人数上限】5千人又は収容定員50%のいずれか大きい方

【収容率】大声なし100%、あり50%(人数上限と収容率のいずれか小さい方)

#### ③ 出勤抑制

在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等、人との接触を低減する取組への協力を依頼

- ・インフルエンザ流行の季節や人との接触機会が増える年末年始を迎え、オミクロン株の出現など、感染再拡大に十分警戒が必要であり、引き続き、マスクの着用、手洗い・手指消毒、換気、三密回避などの基本的な感染防止対策や、感染リスクの高い行動回避の徹底を呼びかけている。

### (2) 今後の取組の方向性

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食、イベント等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージの活用を検討

#### ○ワクチン・検査パッケージ制度

- ① 飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者の「ワクチン接種歴」又は「検査結果の陰性」のいずれかを確認することで、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和

② 行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、ワクチン・検査パッケージを適用する旨を県に登録

③ 健康上の理由等でワクチン接種を受けられない者がワクチン・検査パッケージのため必要となるPCR等検査を無料化（国経済対策・R3年度限り）

#### ○ワクチン・検査パッケージ制度適用による行動制限緩和

##### ・ 飲食

第三者認証制度の適用事業者における利用者の人数制限なし

##### ・ イベント

イベント主催者等による感染防止安全計画の策定及び県の確認により、5,000人超かつ収容率50%超のイベントについて収容人数を収容定員まで緩和

##### ・ 移動

不要不急の都道府県をまたぐ移動について、自粛要請の対象に含めない。 等

※感染が急拡大し、医療体制のひっ迫が見込まれる場合等はワクチン・検査パッケージを適用せず、強い行動制限を要請することがある。

（参考）ワクチン・検査パッケージ技術実証の実施  
・実施期間：R3年11月1日（月）～11月7日（日）  
・協力事業者：新長田まちづくり株式会社  
・参加飲食店：新長田駅南地区の飲食店11店舗



### Ⅲ 経済再生に向けた取組

#### (1) 現状・課題

コロナ禍で疲弊した経済の再生に向け、特に需要が減少した飲食業、観光業等をはじめ中小企業や個人の事業継続と感染収束期の需要喚起に取り組む必要がある。

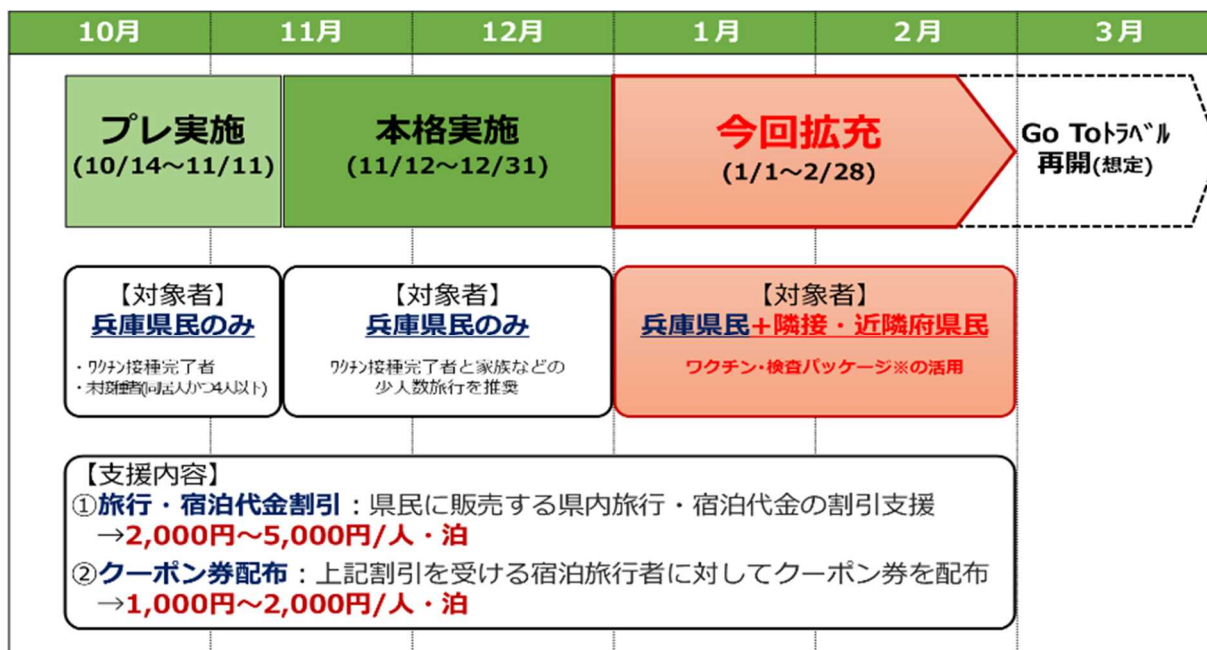
#### (2) これまでの主な取組・今後の方向性

##### ① 資金繰り支援による下支え

無利子無保証料融資の償還が始まる一方で、需要が戻っていないサービス業等の事業継続を下支えするため、融資の条件変更や借換を機動的に行う。

##### ② 観光需要の喚起

10月14日からワクチン2回接種等を要件に県独自の県内旅行・宿泊支援を実施。11月12日からはワクチン接種の要件緩和やオンライン予約の旅行商品を対象に追加し、本格実施へ移行。今後、近隣府県間での相互乗り入れを検討。



##### ③ 中小法人・個人事業主への一時支援金

コロナ禍からの回復期に足かせとなる原油価格や原材料高騰などへの対策として、中小法人・個人事業主・飲食店等に対する一時支援金を支給。国制度（事業復活支援金）に先んじた迅速な支給により、事業者の回復を支援。

対象業種	飲食店等以外	飲食店
支給対象	令和3年4~10月いずれかの売上が前(々)年度の同月比50%以上減少 ※国制度の「月次支援金」の受給者	新型コロナ対策適正認証店 ※売上減少要件なし
支給額	中小法人：20万円 個人事業主：10万円	10万円/店舗

## (協議事項2) 魅力あふれるまち・地域づくり

県都神戸の都市としての魅力を高めるため、都心・三宮再整備、新長田駅南地区の活性化に向けた今後の取組の方向性を協議する。また、2025年の大阪・関西万博も視野に、大阪湾ベイエリアの活性化に向けた協議を行う。

### I 都心・三宮再整備に係る連携推進

#### (1) 現状・課題

- ・都心・三宮の再整備については、各エリアのポテンシャルを最大限に活かし、都心全体に整備効果が波及するように取り組んでいく。
- ・神戸市においては、神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]と三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、「新たな中・長距離バスターミナル」、「えき~まち空間」、「市役所本庁舎2号館」等の基本計画を策定し、現在、事業を推進している。また、ウォータースタンプフロントエリアにおいては、「港都神戸」グランドデザインに基づき、順次、再開発を進めている。
- ・今年の3月から、県の参画も得て、都市再生緊急整備地域の拡大に関する準備協議会を開催し、現在内閣府に対して地域拡大に関する手続きを進めている。

#### (2) これまでの主な取組

平成27年	9月	(市)	神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]と三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定
平成30年	3月	(市)	新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画を策定・公表
	5月	(市)	雲井通5丁目再開発株式会社を設立
	9月	(市)	神戸三宮「えき~まち空間」基本計画を策定・公表
令和元年	6月	(県)	県庁舎等再整備基本構想の策定
	7月	(市)	「三宮クロススクエア」交通社会実験
	11月	(県)	第1回県庁舎等再整備基本計画検討委員会の開催(計3回開催)
令和2年	12月	(県)	「神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業」にかかる「公共事業等審査会」で事業着手妥当の評価
	3月	(市)	「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定
		(市)	国道2号等神戸三宮駅前空間事業計画の公表(国交省と連名)
		(市)	本庁舎2号館再整備基本計画を策定・公表
令和3年	5月	(県・市)	第1回都心エリアの再整備計画に関する検討会議の開催(計9回開催)
	2月	(市)	都心エリアの再整備計画に関する検討会議とりまとめ成果を公表
	3月	(市)	「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」の施行認可
		(県・市)	第1回(仮称)神戸都心地域都市再生緊急整備地域準備協議会の開催(計3回開催)
	4月	(市・民間)	神戸三宮阪急ビルの開業及びサンキタ通りの再整備
	8月	(市)	本庁舎2号館再整備基本計画(改訂版)を策定・公表

10月(市・民間) JR三ノ宮新駅ビルの計画発表(神戸市、JR西日本(株)、  
UR都市再生機構の三者連携による協定締結)  
(市) さんきたアモーレ広場再整備完了

### **(3) 今後の取組の方向性**

#### **①三宮等の再整備**

- ・新たなバスターミナルI期の整備に向けて、「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」の令和4年春頃の権利変換計画認可を目指し、県市においても補助金の交付による財政的な支援や地権者としての協力など、より一層の連携が必要である。
- ・「えきまち空間」の核となる人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア」を段階的に整備するにあたって、交通社会実験の結果を踏まえた通過交通の迂回誘導や外周道路の強化等について、引き続き交通管理者(兵庫県警)や道路管理者(国・市)とより一層の協議・連携が必要である。
- ・都心・三宮再整備の推進に向けては、それぞれのエリアの魅力や特色を活かしながら、相乗効果を発揮して、都心全体の魅力向上に繋がるようさらなる県市連携が必要である。

#### **②ウォーターフロントエリアの再開発**

- ・都心三宮に近い新港突堤西地区では、第1突堤基部再開発に引き続き、大規模多目的アリーナの進出が決定した第2突堤再開発を進めるとともに、第1・第2突堤間の検討を進める。
- ・中突堤周辺地区では、ポートタワーのリニューアルとその周辺の再整備を進める。

## Ⅱ 新長田駅南地区の活性化

### (1) 現状・課題

- ・新長田駅南地区は、震災復興事業による道路や公園等の公共施設整備や住宅の整備の進捗により安全・安心なまちとなり、夜間人口は震災前の約 1.4 倍に増加している。新長田合同庁舎建設発表（H27. 9）以降には、同地区の再開発ビルへのテナント入居が進むなど、まちの活性化の効果も現れているところである。
- ・新長田合同庁舎への県・市関係機関の移転を契機として、合同庁舎で働く約 1,050 人の職員が地域に溶け込み、行政と地域が連携してまちの活性化を図ることを目的に、合同庁舎入居機関、地域団体等を構成員とする「新長田合同庁舎地域連携会議」を県・市共同で令和元年 9 月に設置し、地域連携活動について提案・協議するとともに、行事への取組み等の情報共有等を行っている。
- ・当該地区は、令和 5 年度に予定している県立総合衛生学院等の移転により、昼間人口も震災前の水準を上回る見込みである。これに加え、再開発事業検証報告後、神戸国際コミュニティセンターの本部拠点があスタくにつか地区に移転オープンしたほか、令和 10 年度頃に西市民病院の移転を予定しており、それに伴いさらなる医療福祉関連施設の充実が見込まれるなど、今後も大きく変化していくことが予想される。これらの変化を、商業活性化などまちのにぎわいづくりにつなげるため、引き続き新長田合同庁舎地域連携会議を軸として地域との連携や情報共有を進めていくことが必要である。
- ・また、市では新長田駅の拠点性を向上させるため、現在、新長田駅前において、バス路線の再編にあわせたバスロータリー整備の検討を進めており、さらなるまちの活性化を図るため、新長田駅の快速停車や東口改札復活について J R 西日本に対し働きかけを行っていく必要がある。

#### 〈新長田合同庁舎地域連携会議の構成員〉

区 分		内容等
構成員	入居機関	神戸県民センター（県民交流室、神戸県税事務所）、神戸生活創造センター、神戸市税務部、県住宅供給公社神戸事務所、神戸すまいまちづくり公社
	地域団体	(株) くにつか、新長田まちづくり(株)、(株) 神戸ながた TMO、長田区自治連絡協議会、長田区連合婦人会
	関係機関	神戸市都市局、神戸市経済観光局、神戸市長田区役所、ふたば学舎、神戸常盤大学、神戸国際コミュニティセンター
会議内容		・ 構成員の行事や地域活動の情報共有 ・ 行政と地域が連携した地域活動の企画、実施

### (2) これまでの主な取組

- 新長田合同庁舎地域連携会議に関連する取組 ※令和 3 年 10 月末時点
  - ・新長田合同庁舎地域連携会議の開催  
令和元年 9 月に第 1 回が開催され、これまでに計 7 回開催

・地域連携活動の取組

- ① 新長田合同庁舎職員、地域団体による共同クリーン作戦  
(合同庁舎周辺・商店街の清掃活動を計 13 回実施)
- ② 「県民まちなみ緑化事業」及び「ながた緑プロジェクト」による緑化運動  
(商店街にベンチ付きプランターの設置、等)
- ③ 若者職員プロジェクトチーム  
(若者の視点で、地域資源の再発見などにつながる取組を検討・実践)
- ④ 商店街・地域団体等の各種イベント・地域活動等の P R ・参画  
(合同庁舎エントランスにチラシラックを設置するなどの新長田合同庁舎職員や来庁者への P R、等)
- ⑤ 商店街・地域団体等が実施するイベント等との連携  
(地域イベントへの参加、合同庁舎周年イベントの開催、等)
- ⑥ 新長田合同庁舎職員を対象とした新長田ファンづくり事業  
(移転初年度に合同庁舎職員を対象とした講座・まち歩きツアーを計 5 回実施)

○ J R 新長田駅の快速停車と東口設置に向けた J R への要望

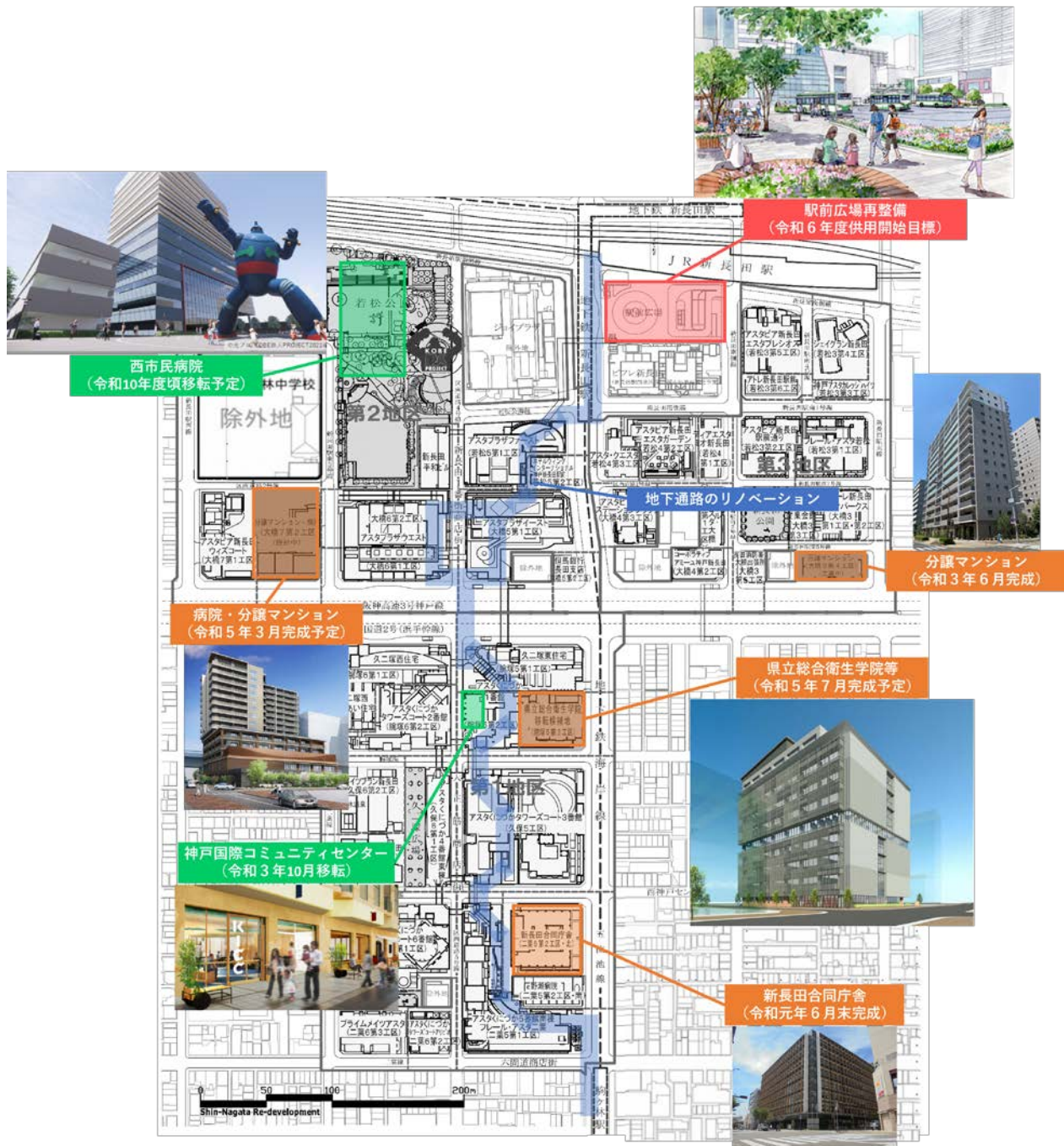
- ・平成 22 年 10 月 第 3 回市会本会議において、J R 新長田駅に快速停車と東口改札の復活を求める「J R 新長田駅に関する請願」を採択
- ・平成 23 年 3 月 地元住民を中心とした約 3 万 1 千人の署名を J R 西日本に提出し、快速停車と東口改札の復活を要望
- ・平成 20 年度 ~ J R 西日本との意見交換会を定期的で開催 (35 回)  
平成 29 年度より兵庫県も同席し、県市で要望を実施

※ J R は、東口改札の設置にかかる整備費は高額な上、新たな施設の維持管理も必要となるなどの課題に対し、設置による利用者の増加は見込めず、採算を考えると難しいとの見解を示している。

**(3) 今後の取組の方向性**

- ・再開発事業後における当該地区で起こりうる変化を契機とし、さらなるまちのにぎわいづくりを確実なものとするため、昨年度実施した検証結果を踏まえ、市街地再開発区域を越えて駅前広場等を含めた新長田駅南地区の将来像について、地元とも連携しながら検討する。
- ・引き続き新長田合同庁舎地域連携会議を随時開催し、地域の要望・意見を踏まえながら、県・市一体となった地域連携活動を展開していく。
- ・ J R 新長田駅の快速停車及び東口設置に向け、引き続き県市一体となって、さらなるまちの活性化、賑わいづくりを進めるとともに、J R 西日本に対する働きかけを行う。

# 新長田駅南地区市街地再開発事業の進捗と今後の施設整備



### Ⅲ 大阪湾バイエリアの活性化

#### (1) 現状・課題

1991年に策定された「大阪湾バイエリア開発整備のグランドデザイン」、その実現を目指した「大阪湾臨海地域開発整備法」のもと、ポスト工業化を目指した取組が進められた。しかし、バブル崩壊や阪神・淡路大震災、リーマンショックにより、道半ばとなっている。

こうしたなか、2025年の大阪・関西万博の開催を契機に、大阪湾バイエリアに大きな注目が集まっている。新たな大阪湾バイエリアのグランドデザインを策定し、国内外からの誘客促進や、水素などの次世代エネルギー産業の創出、健康・医療産業の振興等に公民連携により取り組む必要がある。

#### (2) これまでの主な取組

##### ① 大阪湾海上交通の実証実験

海上交通の可能性や、バスや電車にはない魅力となる船を使ったMICEを試行するため、神戸、淡路、大阪間でチャーター船による実証実験を実施。

日 時：令和3年11月10日（水）12:00～17:00

行 程：神戸市中突堤出港～大阪市ユニバーサルシティポート

※当日、風と波が高かったことにより、淡路交流の翼港への航行は断念

参加者：企業（金融機関、観光事業者、コンサル・シンクタンク）、県内大学生（教員を含む）、その他（沿岸自治体、マスコミ等） 約220名

##### ② 海上交通の実現に向けた人流シミュレーション

神戸大学との連携のもと、本県の主要ターミナル駅や空港から夢洲付近（USJを想定）への移動者や移動手段の調査分析、兵庫・大阪間の海上交通を整備した場合の需要予測シミュレーションを実施（令和4年3月にとりまとめ）。

#### (3) 今後の取組の方向性

##### ① 大阪湾活性化に向けた新たな構想の検討

バイエリアの目指すべき姿や事業展開の基本方向等を公民連携により検討。

##### ② 大阪湾バイエリア活性化に向けた事業の展開

- ・海上交通を活用した誘客を促進するため、神戸、淡路、大阪を結ぶ海上観光ツアー開発・販売やクルージングMICEの実証実験を実施
- ・バイエリアの遊休地を調査するとともに、有効活用に向けて企業サウンディング調査を実施。







#### (協議事項 4) 基幹道路の整備促進

神戸市、兵庫県、さらには関西全体の経済発展のため、大阪湾岸道路西伸部の整備促進を図るほか、新神戸トンネル南伸部の具体化など、東西軸と一体となった道路ネットワークの強化について方向性を協議する。

### I 大阪湾岸道路西伸部について

#### (1) 現状・課題

- 全線で、調査・設計、工事を実施中
- 国直轄道路事業：六甲アイランドで橋梁下部工を実施中
- 国直轄港湾事業：新港・灘浜航路部で航路移設関連工事を実施中
- 有料道路事業(阪神高速道路株)：駒栄地区で開削トンネル工事を実施中  
六甲アイランドで橋梁工事に着手予定
- 早期整備に向けた予算の確保が課題
- 「みなと神戸」にふさわしい景観の創出が課題

#### (2) これまでの主な取組

##### ① 事業経緯

- 平成 28 年 4 月 国直轄道路事業として新規事業着手
- 平成 29 年 4 月 有料道路事業を導入
- 平成 30 年 7 月 国直轄港湾事業を導入
- 12 月 大阪湾岸道路西伸部 起工式(12 月 22 日 六甲アイランド)
- 令和元年 12 月 海上長大橋の基本構造形式が決定

##### ② 取組経緯

- 平成 27 年 4 月 大阪湾岸道路西伸部整備促進県議会議員連盟の設立
- 5 月 大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市議会議員連盟の設立  
大阪湾岸道路西伸部整備促進国会議員連盟の設立
- 6 月 関西高速道路ネットワーク推進協議会の設立  
(県、神戸市、神戸商工会議所、関経連等で構成)
- 平成 29 年 2～3 月 阪神高速の料金改定について県議会、市会の議決
- 7 月 阪神湾岸地域高速道路網(大阪湾岸道路西伸部・名神湾岸連絡線)  
整備促進県議会議員連盟の設立  
阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟の設立

#### (3) 今後の取組の方向性

- ・早期完成及び「みなと神戸」にふさわしい景観の創出に向け、引き続き、兵庫県、経済界とも連携し、予算確保等を国土交通省や阪神高速道路株に働きかけていく。

## Ⅱ 新神戸トンネル南伸部について

### (1) 現状・課題

- ・新神戸トンネル南伸部は、阪神高速北神戸線～大阪湾岸道路を南北に連絡する地域高規格道路の、神戸中央線及び同南伸部の一部として位置づけられている。そのうち、新神戸トンネル～港島トンネル（新神戸トンネル南伸部）の約1kmが、ミッシングリンクとなっている。
- ・大阪湾岸道路西伸部と一体となって道路ネットワークを強化し、神戸港・神戸空港へのアクセス利便性の向上や、災害時に道路が通行止めとなった場合の代替機能の確保を図るため、新神戸トンネル南伸部の整備が不可欠である。

### (2) これまでの主な取組

○各種計画などにおける位置付け

- ・平成6年12月：「地域高規格道路」に指定

路線	区間	延長	格付け
神戸中央線	箕谷～阪神高速3号神戸線	9km	計画路線
神戸中央線南伸部	阪神高速3号神戸線～大阪湾岸道路西伸部	2km	候補路線

計画路線：整備を進めていくため、検討を進める路線

候補路線：整備の妥当性・緊急性の検討を進める路線

- ・平成31年3月：「ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画」構想路線に位置付け
- ・令和3年3月：「兵庫県新広域道路交通計画」広域道路ネットワーク計画において神戸中央線南伸部を高規格道路に位置付け

### (3) 今後の取組の方向性

- ・今後も、事業の具体化に向け、引き続き縣市協調して検討を進めていく。

## (協議事項5) 持続可能な地域環境の構築に向けた取組

2050年カーボンニュートラルを目指し、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するための改正地球温暖化対策推進法や、豊かで美しい里海としての瀬戸内海を再生するための改正瀬戸内海環境保全特別措置法の施行に向けた対応について協議する。

### I 改正地球温暖化対策推進法の施行に向けた対応

#### 1 再生可能エネルギー導入の促進

##### (1) 現状・課題

- ・令和3年5月の地球温暖化対策推進法改正により、2050年カーボンニュートラル実現に向けた具体的な方策の一つに、地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化の促進が挙げられた。
- ・市町村は、再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業の対象となる促進区域を定めるよう努めることとされた。
- ・一方、県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会条件に応じた環境保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が促進区域を設定する際の環境配慮の方針を定めることができるとされた。

##### (2) これまでの主な取組

- ・令和3年3月に兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定し、2030年度再生可能エネルギー導入目標を発電量80億kWhに強化した。今年度、さらなる強化を行う予定である。
- ・導入目標の達成には、太陽光発電の導入拡大は不可欠であり、これまでも、中小企業や家庭への低利融資、県所有施設への率先導入等、太陽光発電の普及に取り組んできた。
- ・一方で、太陽光発電の普及に伴い、特に大規模施設は、住環境の悪化や、防災機能の低下、近隣への説明不足等様々な問題が顕在化していることから、太陽光発電施設の設置等に関する基準や事業計画の近隣関係者への説明などの手続を定めた「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」(平成29年7月1日施行)を制定した。
- ・さらに、令和2年4月1日から、大規模な太陽光発電事業が「環境影響評価法」の対象事業に追加され、あわせて県は、法より小規模な事業を「環境影響評価に関する条例」の対象事業に追加し、自然環境、景観及び生活環境等に大きな影響を与えないよう厳正に対応している。

##### (3) 今後の取組の方向性

- ・引き続き、地域環境との調和に充分留意し、地域社会の理解のもと、未利用地(荒廃農地やため池、駐車場等)への太陽光発電設備の導入を促進していきたい。
- ・また、促進区域を設定する際の環境配慮の方針に関しては、国が省令やガイドラインを検討中であるため、その検討状況や、県内市町の再エネ導入拡大に伴う課題や対応を踏まえた上で検討していきたい。再エネ導入が円滑に進むよう、県市町間で定期的かつ継続的にこれらの情報の共有を図っていきたい。

## **2 促進区域の設定に向けた情報連携**

### **(1) 現状・課題**

- ・地球温暖化対策推進法の一部改正により、市町村は、地方公共団体実行計画において、再生可能エネルギーの導入目標など施策の実施に関する目標を追加するとともに、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や、環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされた。
- ・都道府県は、市町村が定める促進区域の設定に関して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮した基準を定めることができるとされた。

### **(2) これまでの主な取組**

- ・国は、太陽光発電の設置に関しては、土砂災害等といった問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全への配慮が必要であるとしている。
- ・本市としても、太陽光発電の導入促進を図るには、自然地の改変を伴わないかたちでの導入が望ましいと考えており、大規模な森林伐採により貴重な自然環境を失ってまで、再生可能エネルギーの導入拡大を求めるものではないと考えている。
- ・市の太陽光条例は、土砂災害警戒区域等、災害発生のおそれのある区域を設置禁止区域とし、施設基準を定めるなどの全国的にも厳しい規制を課しているが、これは、国の地球温暖化対策計画案で示された再生可能エネルギー拡大の方針と相反するものではないと考えている。

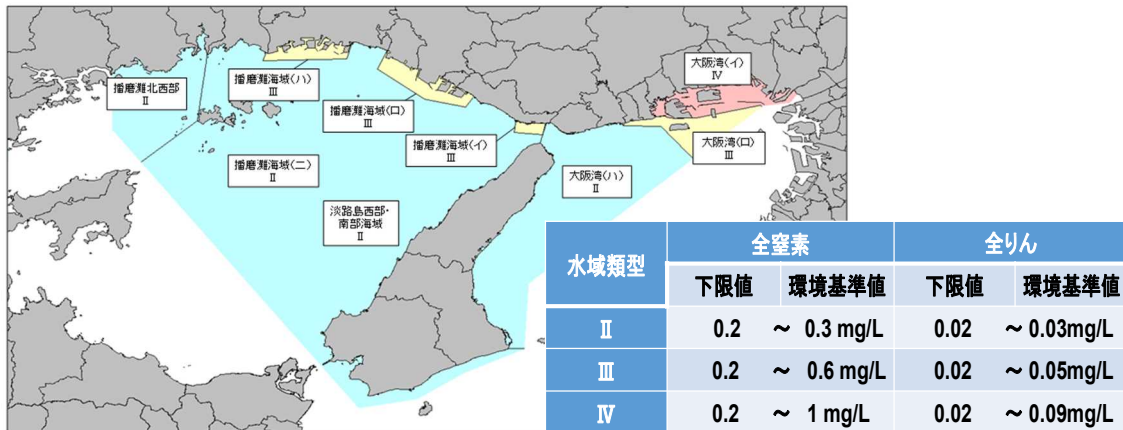
### **(3) 今後の取組の方向性**

- ・促進区域は、市域の自然環境を損なわないことを前提に設定していく必要がある。国の動向を注視しながら随時情報を共有し、具体的な促進区域の設定についても、県市で連携して検討を進めていきたい。
- ・地域資源の活用や、地域の特性に応じた県市町間の連携も必要であると考えている。今後とも、幅広い分野での県市連携を充実・強化していきたい。

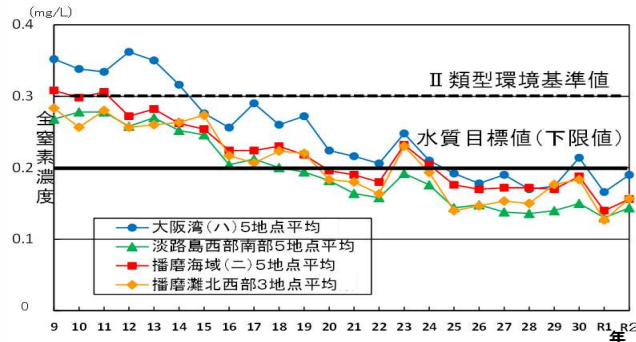
## Ⅱ 豊かな海づくりへの取組

### (1) 現状・課題

- 全窒素及び全りん濃度は、濃度規制や総量規制により高度成長期から大幅に改善し、全ての水域において、令和2年度の環境基準達成率は100%となっている。中でもⅡ類型指定水域の県内4水域全てで、全窒素濃度は平成15年度以降Ⅱ類型の環境基準値(0.3mg/L)を達成し、それ以降は下限値(0.2mg/L)未満となっている。また、全りん濃度は、2012年度以降、概ね0.02mg/L～0.03mg/Lの範囲を変動している。
- 近年、瀬戸内海において、漁獲量の減少等、瀬戸内海の生物多様性・生産性の低下が大きな問題となっており、食物連鎖の基礎となる植物プランクトンの成長に不可欠な栄養塩類(窒素・りん)の適切な供給が必要となっている。
- 改正瀬戸内海環境保全特別措置法(R3.6)で新たに創設された栄養塩類管理制度に基づく、「栄養塩類管理計画」による順応的な栄養塩類管理が必要である。



水域の類型指定概況図(全窒素・全りん)



瀬戸内海(兵庫県)Ⅱ類型の全窒素濃度

### (2) これまでの主な取組

#### ① 県条例の見直し

- 令和元年10月 「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、豊かな生態系を確保する上で望ましい、水質目標値(下限値 窒素:0.2mg/L、りん0.02mg/L)を設定。
- 令和元年12月 「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」を改正し、播磨灘と大阪湾西部の沿岸域の下水道終末処理施設の規制緩和を実施。

## ② 播磨灘流域別下水道整備総合計画の見直し

- ・平成30年9月 全国で初めて全窒素の季節別の処理水質を設定するとともに、季節別運転の本運用を位置付け。

## ③ その他

- ・令和2年3月 陸域からの栄養塩類供給量を増加させるため、栄養塩類供給ガイドラインを作成し、工場・事業場での取組を促進。

### (3) 今後の取組の方向性

#### ① 栄養塩類管理計画の策定

「規制」中心の水環境行政からきめ細やかな「管理」への転換を図る契機として、新たに導入された栄養塩類管理制度に基づく、「栄養塩類管理計画」の速やかな策定に向け、県環境審議会で審議を行う。

#### ② 大阪湾灘協議会の設立

大阪湾を豊かで美しい海とするため、様々な主体が参画する湾灘協議会の設立を目指し、大阪府等と協議を進めていく。

#### ③ 大阪湾流域別下水道整備総合計画の変更

計画変更時、播磨灘流域別下水道整備総合計画と同様、栄養塩類の季節別処理水質の設定や季節別運転の位置付けに向けた検討を行う。

## (協議事項6) 神戸 2022 世界パラ陸上競技選手権大会

インクルーシブなまちづくりや、パラスポーツの普及・発展に資する本大会を県市一体となって成功させ、大会の開催効果を広く地域に還元するため、大会の開催延期を踏まえた今後の取組の方向性等を協議する。

### (1) 現状・課題

組織委員会は、大会主催者である国際パラリンピック委員会（IPC）/世界パラ陸上競技連盟（WPA）と協議し、大会の再延期を発表した。安心・安全な大会運営の実現に向けて、県市が一体となって準備を進めていく必要がある。

### (2) これまでの主な取組

平成 30 年 12 月 立候補申請  
平成 31 年 4 月 開催都市決定  
令和元年 9 月 組織委員会設立  
令和 2 年 2 月 開催合意書締結  
令和 2 年 4 月 大会延期の決定（新日程：2022. 8. 26～9. 4）  
令和 2 年 11 月 大会ロゴデザイン決定・発表  
令和 3 年 8 月 公式ウェブサイト開設  
令和 3 年 12 月 大会再延期の発表（新日程は IPC/WPA と協議中）

### (3) 今後の取組の方向性

- ・大会の開催に向けた支援や大会の機運醸成に向けた広報等について県のご協力をいただき、大会の成功につなげてまいりたい。
- ・市民や子どもたちとの交流などを通じて、障害理解や共生社会の推進を図っていく。
- ・大会開催時には、大会に参加する国内外の選手・関係者ならびに観客が神戸市内や県内各地に足を延ばし、滞在を楽しめるよう、県市が協力して地域の魅力発信やおもてなしの充実に取り組む。





## (協議事項7) 水上オートバイによる危険行為等への対策

水上オートバイによる危険行為等への対策について協議する。

### (1) 現状・課題

本年8月に明石市沿岸での危険行為が社会的問題になり、9月には淡路市沿岸で3人が亡くなる事故が発生した。水上オートバイに対する県民の不安が高まっているため、県として広域的な対策を検討する必要がある。

### (2) これまでの主な取組

神戸市のほか、国・民間団体・県警の参画を得て、「水上オートバイによる危険行為等の対策検討会議」を設置し、11月9日に第1回会議を開催した。

(参加団体・機関等)

国	国土交通省 神戸運輸監理部
	海上保安庁 第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部
神戸市	神戸市 港湾局
民間 団体	(特非) パーソナルウォータークラフト安全協会
	(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会
	(公財) マリンスポーツ財団
	(一社) 日本ジェットスポーツ協会
	兵庫県漁業協同組合連合会
警察本部	地域部
県	企画県民部政策調整局、企画県民部県民生活局 農政環境部農林水産局、県土整備部土木局

### (3) 今後の取組の方向性

既存ルールの周知徹底に加え、罰則強化、新たなルールづくりなどについても更に検討を進め、1月を目途に、対策案をとりまとめまる。

<会議スケジュール(予定)>

- ・12月下旬 第2回会議の開催(対策案の検討)
- ・1月中旬～下旬 第3回会議の開催(対策案のとりまとめ)

※「須磨海岸を守り育てる条例」及び「神戸市港湾施設条例」の一部改正(案)に関する市民意見提出(パブリック・コメント)手続【意見募集期間：R3.12.2(木)～R4.1.4(火)】

・改正内容 航行禁止区域の設定(施行予定日：R4.5.1)

(須磨海岸)



(兵庫運河)

